

# 平成23年第4回 昭島市教育委員会定例会議事録

日時：平成23年4月14日

午後2時28分～午後4時20分

場所：市役所庁議室

昭島市教育委員会

○委員長（紅林由紀子） それでは、定刻には早いようではございますけれども、皆さんおそろいの方ですので、ただいまから平成23年第4回教育委員会定例会を開会いたします。よろしくお願いいたします。

平成23年第4回定例会であります。4月ということで、新年度を迎えての新たなスタートということで、事務局の皆さんも一部新しく加わっていただいた方もいらっしゃいまして、後ほど御紹介いただきますが、どうぞよろしくお願いいたします。

大震災が起こってから1カ月を過ぎまして、原発のほうはまだ落ち着かないようです。まだまだ大変なことが多いかと思っておりますけれども、ぜひこの機会に、よく言われていますが、心をつないでみんなで協力して事に当たっていきたく思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、早速議事に入りたいと思います。

本日の日程はお手元に配付のとおりでございます。

初めに、前回の会議録の署名についてですが、既に調整を終わり、署名も得ておりますので御了承ください。そして、委員会規則第19条の規定に基づく本日の会議録署名委員であります。2番の寺村委員と3番の石川委員でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、4月1日の異動で説明員の方が代わられましたので、紹介をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 平成23年4月1日の人事異動に伴い、教育委員会説明員には異動がございました。新たに加わりました説明員を紹介させていただきたいと存じます。

まず、学校教育部学務課長の浦野和利でございます。

○学務課長（浦野和利） 学務課長を拝命いたしました浦野と申します。

環境部リサイクル施設担当よりまいりました。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 続きまして、生涯学習部社会教育課長の片岡国幹でございます。

○社会教育課長（片岡国幹） 社会教育課長の片岡でございます。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 生涯学習部主幹、国体準備担当の武藤茂でございます。

○主幹（国体準備担当）（武藤 茂） 生涯学習部主幹、国体準備担当の武藤でございます。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 生涯学習部市民会館・公民館長の辻みえ子でございます。

○市民会館・公民館長（辻 みえ子） 市民会館・公民館長の辻と申します。よろしくお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） なお、前任の福永学務課長、原社会教育課長、来住野市民会館・公民館長はそれぞれ定年退職されてございます。

お時間をいただき、ありがとうございました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） どうもありがとうございました。では、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、日程4、教育長の報告をお願いいたします。

○教育長（木戸義夫） では、資料に基づきまして、まず4月の報告と5月の予定ということでお手元にお配りしてありますので、後ほど目を通していただきたいと思います。よろしく願いいたします。

私のほうからは、教科書選定ということで、文部科学省は3月30日、平成24年度から中学で使用される教科用図書の検定結果を発表しました。

新学習指導要領に基づく、いわゆる「脱ゆとり」路線ということで、昨年検定対象となった小学校の教科用図書に続いて、この「脱ゆとり」というものが鮮明になりまして、全教科の平均ページ数が現行版と比べて25%増えたということで、理科と数学はそれぞれ、理科が45%、数学が33%と増加したようであります。

「わが国と郷土を愛する」とうたった改正教育基本法を反映し領土に関する記述が増えまして、社会の教科用図書を発行する全部7社が竹島と尖閣諸島について触れ、「日本国固有の領土」、このように書き込んでいるということでもあります。

英語は、取り扱う単語が900語から1,200語に増えたということでもあります。

学校週5日制という制度は変わっていないということで、授業時間の増加が学習内容の増加に追いついていないと言われていたのですが、文部科学省では「すべてを教える必要はない」としており、今後、学校現場の工夫が必須となってくるということでもあります。

検定には、18社が全9教科、108点を申請し、検定意見による修正を経て、105点が合格、3点が不合格。不合格となった3点は、1社が申請後、発行取りやめを決めたということで不合格になった。これは社会科で、公民、歴史、などの3科目でした。

昭島市立中学校で使用する教科用図書については、7月の教育委員会において、検定に合格した教科用図書のうちから選定する予定であります。その節はよろしく願いいたします。

次に、小学1年生35人学級についてでありますけれども、去る3月31日に衆議院本会議で可決され、現在参議院に送られております。参議院では、きょう時点において本会議は開かれておりません。4月中旬、これから本会議で審議されて可決される見込みということでもあります。

年度途中からの導入が予想されており、本市におけるこれに該当する学校は、中神小学校、光華小学校、拝島第一小学校、拝島第二小学校の4校で、それぞれ71人から72人ということになりまして、制度が施行されますと、それぞれ2学級から3学級へと1学級増、こういうことになります。

私のほうからは以上ですが、教育委員会名義使用承認は、お手元に配付のとおり

り1件であります。よろしくお願ひいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ただいまの報告につきまして、何か質疑並びに御意見はございませんでしょうか。

教科書検定の報告の件と、小学校1年生の35人学級の件、この2つについてでしたけれども、何かございますか。

この35人学級の件は、途中から変更ということは、これは変更しなければいけないということになるのでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 法律で施行日が決まると、そこからもう制度が動き出しますから、変更しなければならないのです。

○委員長（紅林由紀子） そうすると、1年生が今まで2学級になっていた。担任の先生と36人、37人とかの子どもたちで今のクラスをつくり上げてきたものが途中でばらばらになる、ということになると思うのですけれど、それは結構、普通に考えるとちょっとどうなのかな、という気持ちに保護者等もなると思うのですけれども。例えば2学級は2学級のまましておいて、先生を1人つけて、何かうまくTTみたいな形でやるとか、そういったふうにははいけないというようなものでしょうか。

○教育長（木戸義夫） 35人学級で施設等が足りないような場合にはそういうこともできるということで、文部科学省は一つの方針を示していますけれども、今のところ、現場の学校にどうするのかと聞いてみると、年度途中からそういう制度になったら、思い切って変えたい。要するに、クラスを分けたいというところが多いです。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。

○教育長（木戸義夫） 現実に校長先生にお話を聞くと、ですね。

それで、来年2年生が35人にならないと、また今度2つに割らなければならないということになるわけです。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。

○教育長（木戸義夫） 東京都の学級維持制度というのはあるのですけれども、継続される見通しは、どうなっているのだろうか。

○指導室長（花田 茂） 情報は入ってないのですが、恐らく厳しいかもしれません。

○教育長（木戸義夫） 厳しい。

○指導室長（花田 茂） はい。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。  
小林委員、どうぞ。

○委員（小林和子） 今回の教育長さんのお話で、来年のこと、2年生になったときのことをおっしゃったのですが。結局、今年は3クラスになったけど、またもとに戻る可能性が強いという。今、4校はそれでも3学級にということで選ばれた。そういうふうに条件を満たしているけど、来年のことを考えて、そのまま2学級でという学校もあるのですか、今。

○学校教育部長（細谷訓之） いつから始まるかがわからないので、さっき委員長がおっしゃったように、年度がかなり始まってから分けるというのも、またこれ厳しい問題だと思うんです。

年度の当初に聞いたときは確かに分けたいという声があったんですが、今いろいろ聞いてみますと、3：1ぐらいの割合で、TTでやるのが3で、クラスを分けるのが1と聞いています。ただ、実際どうなるかわかりません。

また、そのときに新たに教員を任用することとなりますが、今ですと、まったくの新人が来るんですね。そうすると、すぐに1年生の担任を持つような力量がですね、まあ、基本的には試験に受かっているのも大丈夫なんでしょうけれど、学校としては不安な部分もあつたりします。いろいろなそういう要因が絡んできて、最終的には学校なり、私たちが判断していくんですけども、今の段階ではまだ決まっていない状況です。

○委員（小林和子） わかりました。ありがとうございます。

○委員長（紅林由紀子） では、学校で「TTにします」と言ったら、TTにしてもいいものなのですか。すみません、その辺がどこまで制約になるのか。

○指導室長（花田 茂） 先日の東京都からの情報ですと、今おっしゃったとおり、どちらでもいいようなことを言っていました。正式な通知ではありません。都の指導室課長会ではそのような話がありました。

○教育長（木戸義夫） ちょっと逆に聞きたいんだけど、2クラスで、TTのT、T1・T2、T2の方はこれ、どっちにつけるの。両方につけるの。

○指導室長（花田 茂） 基本的には1人教員が配置されるだけですので、学級替えをせずにTTで活用する場合は、2学級編制のままのときは、新たに配置された教員が両方のクラスが見られるような体制にしていくのがよいと思います。しかし、どのように活用するかは、学校の置かれた状況によると思います。

○委員長（紅林由紀子） 寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） 先ほどの中学校の教科書のことですけれども、理科が45%、数学が

33%増加というふうな話でしたけども、文科省はすべて教える必要はないと言っているながら、現場の先生たちに混乱はないのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 現場、学校の先生方がすべて教える必要はないというところは文科省が言っているんですが、やはり現実的な問題としては進路ですね。中学校ですと進路がかかわってきますので、試験などのことを考えていくと、やはりすべて教えていかざるを得ないだろうというようなところがあります。

あと、もう一点は、やはり社会に出ていくにあたり、教科書ですから、やはりせっかくいただいているということもありますので、全ての内容をなるべく教えたい。

あと、系統的な部分もあります。例えば、すべてを教えないといっても途中が、教科的学習が行われていないと、次の学習に発展していかないと。継続性がありますので、そういったところでは、現実的にはすべての内容を教えていくというようなところで、現場の学校の先生方は理解を示してくださっているところがございます。

○委員（寺村豊通） では、教える側としては増量、教える範囲が増えているということに対してのとまどいとか混乱というのは、そんなにないんですか。

○指導主事（松尾 了） そうですね、これまでの日数、授業日数ですね、授業が土曜日・日曜日と休みというところでは、確かに混乱といいますか、とまどいがあります。ある中でも、例えば土曜日に授業公開の設定をするですとか、あと、各学校の教育課程の工夫によって、時数の確保という部分については、今年度からそれぞれの中学校で、来年度を見越して取り組んでやっていただいております。とまどいというよりは、大変だなというところはあるんですけども、とまどいのところは今、少しずつなくなっているというところが実情です。

○委員長（紅林由紀子） 例えば理科が45%増ということなんですけれども、実際に内容とか範囲的にも増えるというか、あと、実験とかそういうところも増えたりとかということもあるんじゃないかなと思うんですけども、そういう面での例えば実験器具とかそういった、実験がちゃんとできるかどうかとか、そういったような環境をそろえるとかいうか、そういった面ではもう着手されているのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 教科の新しいといいますか、正確に言いますと、平成20年度、平成10年度、平成元年よりも前の内容がまた取り入れられてきているというところがありますので、各学校におかれまして、昔に置いてあって、現在使われていない実験道具、実験の用具だとか、あと、もし古くなって足りない場合には、それぞれの学校で今対応していただいているというような状況でございます。

理科教育におきまして、そういった実験道具等につきましてはホームページなどでも、例えば以前の学習指導要領と、今回の来年度から実施される学習指導要領の中で、実験の機材のこれが足りないですよというところについては、各教科

書会社ですとか、ホームページなどから先生方は情報を得ていきながら、少しずつ徐々に準備をされているところです。

あと、理科につきましては、移行期間といたしまして、平成24年度、来年度からの移行の前に、順次、学年ごとに移行している段階ですので、そういったところで、例えば道具がないときには、それにかわるものを各学校で工夫されて授業のほうを行っていただけたらと思っています。

○委員（石川隆俊） 特に松尾指導主事は理科系だから、理科だからお詳しいと思うので、一つの教科書にかなり増えたということは、やる内容、やるべく範囲というものは変わらないけどもその部分が詳しくなったというふうに理解していいのか、それとも新しく、別の分野みたいなものを取り入れるのか、それは実際、高校の試験の範囲にも関係することだから、ちょっとそういうことも、どう考えるんですか。

○指導主事（松尾 了） どちらかといいますと、内容を深くというよりは新たな内容、今までにない新たな分野のものがつけ加わっているというところが、今回の改訂の趣旨です。

○委員（石川隆俊） では、仮に高校の試験のときには範囲が広がるわけですか。

○指導主事（松尾 了） はい、そういうことになります。

○委員長（紅林由紀子） 大変ですね。

○委員（石川隆俊） だから、それは高校試験に全範囲から出題されてもしょうがないわけですよね。教科書にある以上は。

○委員長（紅林由紀子） やらなきゃいけないということですね。

○委員（石川隆俊） そうそう。でも、ひとつの考えでは、教科書というのは非常に詳しくて、全部やらなくたって、それを持っていて、見たい人は見てもいいということもあるんだよね。

だから、アメリカのいろんな教科書は非常に厚いですよ。高校なんか、ものすごく厚くて詳しい。けども、それを全部教えるわけじゃない。そういう考えもあるんですよ。だから、これは、日本ではどっちかというとな全部あるものを教えるように準備されているところがありましてね。これは考え方ですよ。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。いずれにしろ、授業という面では大変になっていくということは。否めないと思いますので。

○委員（石川隆俊） 確かに。

○指導主事（稲富泰輝） ちょっと不安に思われているようなので。小学校の場合、1年先して今年から新しい内容になって、中学校ほどではないんですけど、教科書の量も増えています。

これに対して、昭島市教育委員会では、各学校で年間指導計画を見直してほしいという依頼をかけています。これによって、内容としては、教科書の量は増えていますが、基礎的に押さえていただきたい内容をちゃんと見通しを持っていただいています。

それに加えて、例えば理科の実験のところで、今までは発展的な内容が1個の応用実験しかなかったものが、教科書が厚くなって、2個、3個、これも時間の余裕があればやってみようというものを、本当にうちの小学校で指導する必要があるかどうかを各学校が見直していますので、先ほど石川委員から御指摘いただいた、すべての内容ではなくて、多少時間に余裕があれば取り組んでもいい内容も入っています。

ただ、小学校の場合は、メリットとして受験ということに直接関係ありませんので、そういうところでは中学校が多少不安に思えるかもしれませんが、中学校も年間指導計画を見直しておりますので、こちらのほうで把握している分には混乱はないというふうに捉えております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。先生方が大変であるということは間違いないと思いますので、何とかそういった先生方をサポートできるようなことをみんなで考えていきたいなと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

ほかには、よろしいでしょうか。

では、この学級編制のことにつきましては、また新しい動きがありましたら、またぜひ教えていただきたいと思います。

それでは、教育長の報告は終わります。

続きまして、日程の5、議事に移ります。

議案第11号、平成23年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について、説明をお願いいたします。

○指導主事（稲富泰輝） 議案第11号、平成23年度昭島市立学校第三者評価委員会委員の委嘱について、御説明いたします。

本案件は、昭島市立学校第三者評価委員会委員を教育委員会が委嘱する必要があるために本日提案したものでございます。

議案に記載されている委嘱予定委員のことについて説明いたします。

なお、全員が、2年前、または昨年度の取り組みを生かして、今年度も引き続きお引き受けいただくことについて、内諾を今の時点でいただいております。

学識経験者の選出区分でございます。富山謙一氏、境田和男氏、松本多加志氏、吉澤良保氏、以上の4名の方々は、東京都教育委員会及び東京都6市の教育委員会の指導主事として活躍された後、さまざまな方面で御活躍されている学識経験豊かな方々でございます。

企業経営に携わる者の選出区分であります。渡邊信義氏、百瀬武文氏、小池満也氏、浅見勇氏については、各人、企業の中核の方として活躍されており、企業



経営の面から学校教育に対しての御指導をいただける方です。

市民代表者の選出区分であります、西菌洋子氏、座間康臣氏、竹村克己氏、松井かおる氏については、PTA会長等を努めていただき、学校経営に参画していただいたこともございます。

今後は、第三者評価委員会を5月に開催し、各委員の立場から指導・助言いただき、各校の学校運営の向上を図るため、年間3回の学校訪問を行う予定でございます。

以上でございます。よろしく御審議賜りますようお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。説明がありましたが、本件に対する御質問や御意見等ございますでしょうか。

全員が再任ということですが、この第三者評価委員につきましては、グループで分かれて学校のほうに訪問していただいていると思うんですが、そういったグループ分けとか、あと、以前行っていた学校にまた同じように、経年変化とか、それを見ていただくために同じ学校に行くとか、何かそういったようなことについての計画はどのように考えていらっしゃいますか。

○指導主事（稲富泰輝） ただいま御質問いただいたことについては、後者のほうでございます。以前と同じ学校を訪問していただき、経年変化を見ていただくという形でございます。

ただし、平成23年度、今年度は、実施から、試行期間を含めて3年目に当たりますので、今年度末で一度見直しを図る予定でもございます。

ですので、平成21年度に全校実施、22年度に半分やりましたので、今年度やる学校につきましては平成21年度と同様の学校、半分の学校になりますが、そちらを見ていただき、今年度末に検証をしていくという予定でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

ほかには、ございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 余分な質問になっちゃうかもしれませんが、簡単に方法を教えてほしいんですけども。

例えば、書類はまず学校側がきちっとつくって、それを事前に読んでおいて、それで恐らく訪問をする。場合によったら授業を参観する。それから、校長先生以下全部、その他教員代表、あるいは場合によったら子どもの代表を含めて直接インタビューとかそういうようなこと、どういうようなことを大体するか、ちょっと今の範囲から教えてもらえますか。

○指導主事（稲富泰輝） それでは、年間に3回学校を訪問するスケジュールに合わせて説明いたします。

1回目につきましては、事前に学校の経営方針、そして、1年間、どのように自分たちで評価するという自己評価表に基づいて、書面を先に見ていただいた後に学校を訪問していただき、校長先生から経営方針の聞き取り及び授業参観を行

います。

2回目につきましては、その校長先生、副校長先生の経営が浸透しているかどうかということを確認するために、教員からの聞き取りをします。これは若手教員も含めて、校長先生がわかっていて、若手がわかっていないという状況にならないように、2回目は面接にて、学校訪問をします。この日は授業は見ない予定です。

3回目につきましては、学校では、学校評価の自己評価を完結します。3月の教育委員会でも提出いたしました。その自己評価に対して、第三者評価委員会がこの評価が妥当なのか、それとも厳しく見ているのか、甘く見ているのかということ、こちらも書面が中心になりますが、そちらで評価するという形で今年度は計画しております。

○委員（石川隆俊） わかりました。私もたまたまこれは、3年ばかり文科省でもって大学のほうの似たことをやったので、仕事の内容はよくわかっていると思いますけれども、その場合は、結局ステップは似ているんですが、特に教育の方面はやっぱり実際に授業を聞くこと、もう一つは、それぞれ、例えば大学ですとそのこの教授、それから助教授、それから助手、それから大学院、それから学生と、全部そういうのをそれぞれ別個に聞きまして、それで、どう思うかというふうなことをやるんですけども、まさか小学生や中学生を呼ぶわけにいかないでしょうから、それはやっても仕方がない話で、場合によったら父兄を呼ぶということもあるかなとちょっと思ったので。

○委員長（紅林由紀子） なるほど。その点については、どうでしょうか。

○指導主事（稲富泰輝） 父兄を呼ぶというところになりますが、なかなかここは現実に至っていないところなんです。

ただ、それを補完するために、学校における自己評価表というので、学校の先生たちの評価を見ることもありました。昨年度の途中から、委員からの改善指摘事項で、学校評議員、要するに学校の関係者の方々の評価も、第三者評価委員が見るということが昨年度から加わっております。ただ、実際に聞くというところがまだ実現しておりませんが、今の形ではこのようになります。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） 学校の自己評価の中に、保護者の方のアンケートの結果というのは反映されているのですね。

○指導主事（稲富泰輝） 学校評価制度もここに来てさまざまに変わってしまっていて、自己評価というのは教員がやるものですが、学校関係者評価という形でお願いしています。

それにPTAのこと、運営委員会や、あとは学校評議員の意見もいただきながら、本市でいきますと11月に実施します「児童保護者アンケート」、こちらにつ

いても学校でまとめていただいて反映しているという形になります。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

では、ほかにはよろしいでしょうか。

それでは、これは議案ですので、お諮りいたします。議案第11号につきまして  
は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） では、御異議なしと認め、議案第11号は原案どおりに決ま  
した。

続きまして、議案第12号、平成23年度昭島市立学校評議員の委嘱について、説  
明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 議案第12号、平成23年度昭島市立学校評議員の委嘱について、  
御提案申し上げます。

ただいま話題になりましたが、資料をごらんください。昭島市立学校の管理運  
営に関する規則に基づき、昭島市立小学校及び中学校の学校評議員を委嘱する必  
要があるために提案をさせていただきます。

今回につきましては、小学校は12校、共成小学校、富士見丘、武蔵野、玉川、  
つつじが丘南、つつじが丘北、光華、成隣、拝島第一、第二、第三、第四、中学  
校は5校、昭和、福島、瑞雲、拝島、多摩辺の合計17校の学校評議員の方を委嘱  
させていただきたいと思っております。合計で、107名の方に、平成23年4月14日から  
24年3月31日までの任期でお願いしたいと思っております。

御審議賜りますよう、よろしくをお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件につきまして、御質問や御意  
見、ございますか。

小学校12校、中学校5校の学校評議員ということですがけれども、人数に少し開  
きがあるようなんですけれども、これは、例えば4名とか5名とか少し数が少な  
いと思われるようなところについては、後で、後からお願いして増えるとかと  
いうようなことはなく、このままという感じなんではないでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 学校評議員要綱の中で、各学校8人以内という規定がありまし  
て、実情にあわせて4名というところがあるようです。必要に応じて、人数は増  
やすこともできます。この場合、教育委員会に提案するということになるので  
すが、これまでは、そういうことはなく、4名なら4名の方の御意見をいただきな  
がら、学校運営をしているというというような体制です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

大体、年に二、三回ぐらいですか、これは。

○指導室長（花田 茂） 大体、そうです。学期1回で、合計3回というところが、昨年  
度の様子を見ていますと多いようですが、中には5回ですとか、学期に複数回実

施している学校も見られます。ほとんどの学校は、学期1回程度です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

それでは、御質問はないようですので、本件は原案のとおり決することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」との声あり）

○委員長（紅林由紀子） 御異議なしと認め、議案第12号は原案どおりに決しました。

議案の審議がこれで終わりました。本日は協議事項はありませんので、報告事項に移ります。

報告事項（1）昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の承認について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項（1）昭島市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の承認について、御報告させていただきます。

本来ですと、規則の改正ということで議案として御審議いただくところですが、本件が組織の改正ということで、前回の3月24日の教育委員会には議案の提出が間に合いませんでした。4月からの組織改正ですので、4月1日には施行しなければならない規則となっており、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第1項に、教育長は、緊急に処理しなければならない事由が生じ、教育委員会が招集されるいとまがないとき、これを臨時に代理することができるとなっております。また、同条第2項で、その内容を教育委員会に報告し、承認を受けなければならないとなっております。これに基づきまして、教育長に代理していただき、今回の教育委員に報告し、承認を得るものでございます。よろしく願いいたします。

まず、昭島市教育委員会事務局処務規則でございますが、この規則は、昭島市教育委員会事務局の組織、分掌事務及び服務について定め、もって教育行政の能率的な運営と責任を明確に図ることを目的としております。

それでは、改正内容について御説明させていただきます。

今回の主な改正内容は、生涯学習部に主幹国体準備担当を置くため、分掌事務に追加したことと、あわせまして規定の整備を行ったものでございます。

別紙の新旧対照表をごらんください。

旧の第4条第3項で、「教育長の指定する課及び室に主幹及び主査を置くことができる」となっているものを「部に主幹を、部又は課若しくは室に主査を置くことができる」と改めました。

旧の第4条の2第3項、「主幹及び指導主事は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。」及び、同第4項の「及び主査」を削り、新たに第4条の2第3項で、「係長は、上司の命を受け、係の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。」。また、第4項で、「主幹、指導主事及び主査は、上司の命を受け、担当事務を掌理する。」。あわせて、第5項で「主査」を加え、それぞれの職と職責について、規定を整備させていただきました。

裏面の別表をごらんください。今回の組織改正で新たにつくりました「主幹国体準備担当」の事務分掌を追加するというところで、第11号に「第68回国民体育大

会の開催準備等に関すること。」を加えました。

スポーツ振興課スポーツ振興係の事務分掌に追加したことに少し違和感があるかと存じますが、主幹、主査の事務分掌については、規則に載せる場合と載せない場合がございます。載せる場合なのですが、新たな課、係はございませんので、事務分掌の比較的關係の近い係の事務分掌に追加することになっておりますので、今回はスポーツ振興係に追加いたしました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。第3項の主幹を設置するというところで、ここを変えなければいけないということです。

この件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。非常に単純な疑問なのですが、国体担当の主幹というのは、そうすると係には属さないわけですね。そうした場合に、お1人だということなのですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 国体関係として、主幹1名と主査を1名配置いたしました。

○委員長（紅林由紀子） そうですか。わかりました。

○委員（寺村豊通） 国体の開催準備ということは、国体が終わると、この主幹というのは、またいなくなっちゃうということなんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） そうなると思います。

○委員長（紅林由紀子） では、よろしいでしょうか。何かと大変だろうと思うのですが、どうぞよろしく願いいたします。

では、報告事項の（1）は終わりたいと思います。

それでは、報告事項（2）平成23年度昭島市中学生海外交流事業について、説明をお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 報告事項（2）平成23年度昭島市中学生海外交流事業について、御報告いたします。

今回の交流事業の内容につきましては、昨年12月17日にシェントン・カレッジと締結いたしました「交流事業同意書」に基づきまして実施するもので、ことは派遣事業のみとなります。

派遣先はシェントン・カレッジ校、派遣期間は7月25日から8月3日まで、9泊10日で、ホームステイを6泊、パース市内のホテルで1泊、飛行機の機内で2泊を予定しております。

ただ、福島原発の関係で、成田とパースの直行便が飛ばないことも考えられますので、その場合につきましては、少し時間がかかりますが、香港経由かシンガポール経由に変更して行くことになるかと思っております。

詳細な日程表は3ページにございますが、これにつきましては、平成22年度に

実施したものと同スケジュールを今は予定しております。

派遣人員は22名以内、派遣生が20名、引率者が2名でございます。対象派遣生は、市内中学校へ通う生徒及び市内在住で市外中学校に通う生徒となっております。今回は派遣生徒の人数が増えておりますので、また、昨年のような受け入れによる偏り等は考える必要がございませんので、市内6中学校からは2名以上の参加を基本的には考えております。

参加費は10万円で、応募資格は、中学校2年生及び3年生でございます。

裏面をお願いいたします。応募方法は例年どおり、応募する動機についての作文を800字以内で作成し、提出することになります。

なお、市内中学校へ通う生徒と、市内在住で市外中学校へ通う生徒とは、応募方法や周知方法が異なっております。

選考方法は、作文審査と面談により決定いたします。面談者につきましては、中学校長と教育委員会部課長で行う予定でございます。

平成23年度昭島市中学生海外交流事業については、以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。平成23年度の中学生海外交流事業についての報告でしたが、この件につきまして何かございますでしょうか。

小林委員。

○委員（小林和子） ことは、シェントン・カレッジの御都合で派遣のみという、去年からのお話でしたが、それでも派遣だけでも行かれるのはよかったかなとは思いますが。

それで、今、庶務課長のお話で、選考のほうも、去年は例外として1校が多かったんですが、今年は各学校2名以上ぐらいのことというふうにお話でわかりました。ぜひ、この派遣事業を市内いろんな、どの学校にも、子どもたちにもそういう事業があるということを、また、帰ってきてから中学生たちが、外国との交流に関して広めたり、来年以降対象となるでしょう今の1年生たちが関心を持つ意味からも、ぜひ中学校6校全部の学校から選出が出るようにと希望します。作文を提出してもらって応募するわけでしょうから、応募してくるような子どもたちは大体みんな意欲があって、興味、関心もある子どもたちだと思いますので、ぜひ各学校から選出が出るようにと希望します。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

各学校何名とかいう枠はないわけですね。

○庶務課長（丹羽 孝） 1名以上という要綱どおりには実施したいと思っております、枠は今考えておりません。ただ、先ほど説明いたしましたとおり、市立中学については、2名以上を基本といたしたいと存じます。応募結果をみないと人数がわかりませんので、そこを基本には考えております。

○委員（石川隆俊） ちょっと話が違うかもしれませんが、昭島市では、公立の小・中に行っている者と、例えば中学校、中学生だって、うちの公立でないところに行っ

ている人というのは、全く同じように考えるのか、それは少し、公立に行っているほうを当方が少しく応援する、その辺のあんばいはどういう。このようなことは、今まであまり議論がされていないと思うんですけども。多分、中には、啓明が中にありましたね。

○委員長（紅林由紀子） 昨年は2名ぐらい、私立の学校に通っている中学生も派遣しましたね。

○委員（石川隆俊） あるいは大手の私立に行っている人も。それは判断の基準というのではないとは思いますが、多少考慮される面があるのかなと思ったりしまして。

○庶務課長（丹羽 孝） ことしにつきまして今教育委員会で考えているのは、市内の在住で市外の中学に通う中学生だと思いますが、それにつきましても、2名ぐらいの枠はとりたいなとは思っております。

そうしますと、今は啓明からは一応1名かなとは考えています。啓明学園は自分のところでも海外派遣をやっておりますので、その辺で1名にさせていただいて、そうしますと、大体15名ぐらい。今、2名、2名、オール2名で、1人で、15名になります。あと5名が、もうどこかの学校に行かれています方に割り振るのかなとは思っております。

○委員（石川隆俊） それが妥当でしょうね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。私立の場合は、割と自分の学校でそういうところを持っている場合、ケースが多いですからね。

○委員（石川隆俊） そういう意味では、どちらかといえば公立のほうを優遇されたほうが良いような気もしますけどね。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。  
寺村委員。

○委員（寺村豊通） ことし20名ということですけども、受け入れ先のホームステイのほうは、応募のほうは大丈夫なんですか。

○庶務課長（丹羽 孝） 協定書には20名というのが出ておりましたので、20名でお願いしますとシェントン校にはお伝えしてあります。

○委員長（紅林由紀子） ということは、みんなシェントン・カレッジの生徒さんの家ということになるわけですか。

○庶務課長（丹羽 孝） はい。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ほかにはよろしいでしょうか。

では、そういうことで、ことしも応募がたくさんあるといいなと思います。そして、無事に行って有意義な時間を過ごしてくれればというふうに思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、続きまして報告事項（3）平成23年度昭島市立小・中学校学級編制の状況について、説明をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 平成23年度昭島市立小・中学校学級編制の状況について、報告いたします。

まず、1の各学校別児童生徒及び学級数、教職員等でございます。この資料は4月の入学時現在の資料となっております。

（1）の小学校でございますが、表中の括弧内の数字は学級数をあらわしております。小学校全体の学級数は203で、昨年度の205学級よりも2学級の減、児童数では5,775人で、昨年度の5,842人よりも67人の減となっております。

通常の学級・児童数につきましては、学級数では、共成小学校、成隣小学校、田中小学校で1学級の増、東小学校、富士見丘小学校、光華小学校、拝島第一小学校で1学級の減、中神小学校で2学級の減、全体として3学級の減となっております。

児童数につきましては、全体で72人の減となっております。

このうち、成隣小学校の1年生が、小1問題と中1ギャップへの対応策であります教員加配を適用して学級増となっております。

それから、特別支援学級の固定学級についてですが、共成小学校は児童数が昨年よりも3人増えましたが、学級数では同じ2学級13人、つつじが丘南小学校は昨年より2人増えましたが、学級数はやはり同じ3学級20人、田中小学校は昨年と同じ3学級22人でした。

次に、（2）の中学校の学級編制の状況でございます。

全体では、昨年度より4学級多い82学級。生徒数につきましては、43人多い2,622人となっております。

通常の学級数・生徒数は、全体で74学級2,581人で、学級数は昨年度より、昭和中学校が3学級増、瑞雲中学校、拝島中学校がそれぞれ1学級の増、多摩辺中学校が1学級の減で、全体では4学級の増、生徒数につきましては48人増の2,533人となっております。

それから、特別支援学級の固定学級ですが、昭和中学校が昨年度より5人増えましたが、学級数は同じで4学級30人、多摩辺中学校が1学級10人減って、2学級11人で、全体で1学級5人減って、6学級41人となっております。

続きまして、2の通級指導学級について説明いたします。

昨年度開設した東小学校の情緒障害の通級指導学級につきましては、1学級増の3学級、それ以外の富士見丘小学校の言語障害と難聴の通級指導学級、拝島第三小学校の情緒障害の通級指導学級につきましては、昨年と同じ学級数となっております。

また、中学校では、瑞雲中学校の情緒障害の通級指導学級が1学級増の2学級となっております。



なお、ここに資料はございませんが、私立学校等への入学状況ですが、小学校は23人で、入学通知を出した数が921人でしたので2.5%が国立あるいは私立の小学校に入学いたしました。中学校につきましては118人で、入学通知を出した数が1,013人でしたので、11.6%が国立、都立、私立の中学校に入学いたしました。以上のおり御報告いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

この件につきまして、何か御質問、御意見等はございますでしょうか。

小学校1年生の今のこの学級編制は、今の時点では、1クラス38ですか、39ですか。

○学務課長（浦野和利） 38名です。

○委員長（紅林由紀子） 38。はい。ありがとうございます。

ほかに、何かございますでしょうか。

きょう初めの教育長の報告にもありましたように、このうちの幾つかの学校の1年生のクラスが、3学級に分かれることになるかもしれないということですね。

多少の学級数や人数の増減はあるようですけれども、大きくとても増えて教室が足りなくなりそうだとか、そういうようなところはないのでしょうか。

○庶務課長（丹羽 孝） 施設につきましては、成隣小学校を一番心配しております。成隣小は、今年1年生のクラスで3クラスになり、昨年より1クラス増えております。それで今空き教室が、余裕教室ですが、昨年まで2つありまして、これで1つ余裕教室をつぶしましたので、1つしか今は余裕教室がない状況でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

成隣小学校は、ただでさえきついというか、大変ですよ。わかりました。

ほかには、よろしいでしょうか。では、この件につきましては、今後の動向を見てまた増えるということもあるかもしれないということで、その時点でまた御報告いただければというふうに思います。

それでは、次に移ります。報告事項（4）平成22年度就学支援の状況について、お願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 平成22年度就学支援の状況について、御報告いたします。

なお、この資料につきましては、平成23年度に向けた支援ということで御理解いただければと存じます。

まず、1の就学相談の結果でございますが、新たに小・中学校に就学する児童・生徒の特別支援学級に対する相談者について記載した表となっております。

新たに小学校に就学する児童の相談者は、21人いらっしゃいました。そのうち、就学支援委員会の判定で、特別支援学級が適していると判定された方が6人、特別支援学校が適していると判定された方が6人、通常学級が適していると判定された方が7人、相談のみの方が2人で、結果につきましては右の欄のとおりでござ

ございます。

次に、中学校ですが、新たに中学校に就学する生徒の相談者数は7人で、7人全員の方が就学支援委員会で、特別支援学級が適していると判定されました。結果につきましては右の欄のとおりでございます。

以上、小・中合わせて28人の方の相談がございました。

次に、2の転学相談結果でございますが、転学につきましては、通常学級から特別支援学級や特別支援学校へ移りたい、また、反対に特別支援学級や特別支援学校から通常学級へ移りたいという切りかえを望まれた方の相談者数です。

小学校では15人の方が相談を受け、そのうち11人が特別支援学級が適していると判定され、2人の方が特別支援学校が適していると判定され、継続協議が1人、相談のみの方が1人でございます。結果につきましては右の欄のとおりでございます。

中学校につきましては、5人の方が相談を受けて、特別支援学級が適していると判定された方が3人、相談のみの方が2人となっております。

以上、転学相談につきましては小・中合わせて20人の方の相談がございました。

続きまして、3の入級相談結果でございます。これは通級指導学級の入級でございます。情緒障害の通級指導学級への入退級判定委員会の判定に基づくものでございます。

小学校では27人の方から相談があり、入級を許可された方が24人、不可となった方が3人。

中学校では相談者11人に対して、許可となった方が9人、相談のみの方が2人となっております。

次に、4、退級相談結果でございます。こちらは小学校のみで、2人の方から相談があり、2人とも退級が許可されております。

以上のとおり報告いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。就学支援の状況ということですがけれども、この件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） まず、1番の就学相談結果の中の小学校21人のうちで、通常の学級と判定された方が7人いらっしゃるんですが、この7人の方は、就学指導委員会の判定で7人ということなんですが、そのうち何か場合によって、保護者の方が強い希望でそういうふうになったとかいうこともあるんでしょうか。

といいますのは、2番のほうに転学相談がありまして、小学校で11人、特別支援学級が相談があって、ここに転学、就学相談のほうに、転学とか、特別支援学校にとかというような結果が出ているので、最初は通常学級に入ったけど、やはり中でやっていて、そういう特別支援学級にというようなことがあるのかとは思うんですね。その辺で、親御さんの強い希望というようなことがあったのかどうかちょっと、わかれば教えていただきたいんですが。

○学校教育部長（細谷訓之） この就学の判定の段階では、親御さんの御希望などを聞き

ながら、その子にとって一番適したものがどこかという判定をしているわけですね。

今、小林委員が御心配になったことについては、表の一番上の欄の6人の方が特別支援学級ということで判定を受けておるんですけど、実際には通常の学級に3名の方が通っております。こういう部分が、判定を受けたんだけど、保護者の方の意向などにより、通常の学級に通学している部分だと思います。

ですから、この判定自体には親御さんの意見も聞きながら、基本的に、その子に一番適した判定をしたということによろしいかと思います。

○委員（小林和子） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいですか。

この判定についてなんですけれども、この委員会があると思うんですが、実際にはどういう工程を経て判定に至るのかという、ちょっとその中身を教えてくださいてもよろしいでしょうか。面接とか、いろいろありますよね。

○指導主事（松尾 了） まず最初に、この相談を受けさせていただいた後に、児童・生徒の観察等を行います。その中で、就学の判定が終わった後に、そこが就学先になるであろうという、特別支援学級、もしくは通級指導学級のところに体験などを行います。その体験の結果、その体験先の学校の先生方からも指導等をいただきます。

最終的に就学の判定を行う前に、就学支援委員という委員の先生方と一緒に、その児童・生徒の体験の観察等を行います。その後、判定の会議を行うというような手順になっております。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。その児童・生徒の観察というのは、例えば小学校に上がる時とか、そういうときの場合は、例えば保育園とか幼稚園とか、そういうところに出向いて観察するというような感じなんですか。それとも、どこかへ来てもらってというか、という感じなのか、その辺はいかがでしょうか。

○指導主事（松尾 了） 就学の判定の委員会の前に、学校のほうに、特別支援学級のほうに来ていただいて、そこで指導される先生と、例えば保育園から小学校に就学の場合ですと、まだ学齢に至っていない児童、園児なんですけれども、そこで実際に授業の中で行われているようなプログラムを行いまして、それを委員で観察をするというところがございます。

あと、ふだんの様子などにつきましては、これはそれぞれのケースにもよるんですけども、学校の先生方の観察に頼っているというところもございます。

○委員長（紅林由紀子） 実際の保育園とか幼稚園に観察に行くケースもあるわけですか。

○指導主事（稲富泰輝） 保育園、幼稚園から小学校に入るときの就学相談についてですが、幼稚園、保育園の先生方にも行動観察をしていただいて、ある程度の基準を設けて、そちらの数値を上げていただくということがあります。

また、病院等へ通っている場合については、そちらの診断結果もつけていますので、その主要支援員、支援委員会については、膨大な量の資料を多角的な方面で見るとようになっております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。私は素人ですので、その辺がよくわからないのでお聞きしたのですけれども、ふだんいないところに行くとは違った行動をすることもあるので、そういうところ、ふだんの様子もどのぐらい見ていただいているのかなというふうにならぬとお聞きしたかったので、そういうたくさんのデータから判定していただいているという点を伺って安心いたしました。

ほかには、何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） 私は少し医学のほうに関係しているので、そういうことに興味がありますけれども、やはりなれている人を見るとやっぱりわかるんですね。

ただ、実際にそちらのほうに振り分けられた人が、やってみたら非常にこれはちょっとまた適応性があって、普通の学級に戻せるとか、またその反対とか、そういうことも時には起こってくるでしょう。あまりないですか。

○指導主事（稲富泰輝） 場面によってもあるんですが、2つの場面に分けて説明いたします。

就学相談のところで行動観察をしているときには、見る人によつての尺度というものがあつたしますので、これは必ず2人組、ですから、1人だけの判断でそのときの行動判断は下さないようにしています。

また、そのときに結果が出て、行き先が特別支援学級になったり、通常の学級になったりということがありますが、やはり学校生活を送っていくうちに、通常の学級のほうが、特別支援学級の子がよいといった場合には、昨年度は割に市内の小学校で、特別支援学級から通常の学級に移つた児童もいますので、そういうような方向も現在のところ事例として出てきております。

○委員（石川隆俊） その逆もありますね。

○指導主事（稲富泰輝） はい。通常の学級から特別支援学級に、途中で転学という形でやることもございます。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。

ほかには、よろしいでしょうか。

○委員（小林和子） 今、稲富指導主事が、お話を通常の学級のほうがいいということで、

そちらに移った、これが4番の退級のほうのことかなと思うんですが、それは、大体小学校ですけれども何年生ぐらいの子どもか、今おわかりにならなかったら後でも結構ですけれども。

○指導主事（稲富泰輝） これは、平成22年度のところのことで、4の退級相談については、通級学級のことですから、固定級の子どもではないんですね。

私が申し上げた事例のところは、小学校1年生が終わる段階のところ、2年生に進級するときに通常の学級に通われたという事例でございます。私は把握している事例、すみません、資料がないので今はこれ以上ご説明できませんが。

○委員長（紅林由紀子） そういった場合は、転学になるんですか。

○指導主事（稲富泰輝） はい、これについても転学という形になります。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

あと、4番の退級ということなのですけれども、情緒障害の場合の通級学級の場合の退級というのは、こういった形でというか、本人の意志なのか、あるいは周りから、そういう先生が見ていて、もう必要ないというような判断なのか、そういった点はどのようなのでしょうか。

○指導主事（松尾 了） こちら、退級についてですけれども、基本的には保護者の依頼ですね。もしくは、保護者、児童・生徒の関係と、その通級指導学級にいる先生方との話の中で、例えば週に、1日のうちの4時間通っているうちに、やはり面談とか、そういったところでお話をしていくうちに、例えばその情緒の指導のところが大分改善されてきたので、また通常の学級のほうにどうですかというような形で、相談をしていきながら行っていくということもございます。

ただ、こちらは、基本的には保護者の方からの申し出により、この退級の判定会が行われるという形になっております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございました。

寺村委員、お願いします。

○委員（寺村豊通） 3番の入級相談で、小学校入級不可って3人いるんですけど、この不可というのはどういうふうなことなんですか。

○指導主事（松尾 了） こちらは、入級不可の場合ですと、やはり通級指導学級といいまして、週に1日、もしくは2日間、所属の学校を離れて、この学級で学習をするということになるというようなところにもなります。

○委員長（紅林由紀子） それはどういう状況ですか。

○学務課長（浦野和利） 平成22年度の場合には、知的障害がございまして、情緒障害の

通級指導というよりは、固定級のほうが向いているのではないかということで、入級については不可という結果が出ています。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。通級でなくて、固定級に行ったほうがいいですよということで、通級はだめということになるということですね。わかりました。よろしいでしょうか。

いろいろなケースがあり、対応が難しいというか複雑でいろいろ大変だと思いますけれども、やはりその子その子に一番合ったいい形が、あと、保護者の方の意向とかいろいろあると思いますけれども、みんなが納得できる形に進めるように、きめ細かな対応を引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、この件は終わりました、次に、報告事項（5）平成22年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について、報告をお願いいたします。

○学務課長（浦野和利） 報告事項（5）平成22年度指定学校変更・区域外就学の処理状況について、御報告いたします。

報告に先立ちまして、この資料の作成がおくれまして、教育委員会当日の資料配付となってしまったことをまずもおわび申し上げます。

1の指定校変更でございますが、これにつきましては、御案内のとおり学校教育法施行令の規定によりまして、児童・生徒に対し、通学すべき学校を指定することとなっておりますが、教育委員会が相当と認めるときは、保護者の申し立てにより指定した学校を変更することができることとされており、教育委員会では、指定校変更の基準を設けて対応しているところでございます。

表の説明でございます。指定校の欄につきましては、指定された学校に通うべきところを、個々の理由によりまして市内の他の学校に通っている方の人数をあらわしたものです。

通学校の欄につきましては、指定された学校の区域外から通学している人数です。その理由別の内訳が右の欄に示されております。

東小学校の例で申し上げますと、指定校の5人につきましては、東小学校の学区に住所がある児童が、個々の理由により他の学校に通学された方の人数、また、通学校の6人につきましては、右の欄の理由の内訳の中で、例えば転居された3人については、東小学校区域外に転居したけれども、引き続き東小学校に通いたいという方、それから、その他の理由で東小学校に通うことを認めた方が3人となっております。

全体で申しますと、指定校変更につきましては、転居を理由とする方が小学校で51人、中学校で30人。年内には転居するので当初から学校をかえておきたいという方が、小学校で3人、中学校で1人。兄や姉が通っているので弟や妹もその学校に通わせてもらいたいというのが、中学校で8人。保護者の仕事の関係で祖父母宅に一時的に子どもを預けるという方が、小学校で1人、中学校で1人。クラブ活動やいじめ、不登校回避など教育的配慮が、小学校で5人、中学校で31人。前の学年で指定を認められていたので、引き続き指定校を行った方が、小学校で1人、中学校で20人。最終学年で、そのまま通いたいという方が中学校で1人。

その他の理由が、小学校で21人、中学校で6人。合計いたしますと、小学校82人、中学校98人、合計で180人で、昨年の205人よりも25人の減となっております。

次に、2の区域外就学ですが、これは市外から市内の学校へ、また、市内から市外の学校へ通うことを教育委員会が承諾し、就学するものです。

市内から市外に転出したが、引き続き本市の学校に通いたいという方が、小学校で26人、中学校で21人、合計47人で、昨年度の53人よりも6人の減となっております。

また、本市に転入したけれども、引き続き他市の学校に通いたいという方が、小学校で9人、中学校で12人、合計で21人で、昨年度の32人よりも11人の減となっております。

以上のとおり、御報告いたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。指定学校変更・区域外就学の処理状況についてということですが、この件につきまして何かございますでしょうか。

○委員（石川隆俊） よく、クラブ活動で、あそこはブラスバンドがいいから、あそこはサッカーが強いからと、そういうふうなやつで動くというのかなりあるんですね。その辺は、どうお考えですか。つまり、クラブ活動。

○指導主事（松尾 了） クラブ活動については、石川委員からもお話しいただいたように、例えば学区の中に、その部活動を行いたいんだけど、顧問がですとか、部活動がないというような事例ですとか、あと、活動が活発である、もしくは活発でないというようなところというよりは、部活動そのものがあるかないかというところ、就学のところで区域外就学というところの事例は多く見られております。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。

○委員（石川隆俊） そうですね、理由としては、多くの他の理由に比べると少し弱いような気もするんですけども、そのほうがいいんでしょうね、やっぱりやりたいことをやるというのは。

○委員長（紅林由紀子） そうですね。どのようにお考えになりますでしょうか。ほかにも。

○学校教育部長（細谷訓之） これは、基準がございまして、その中で部活動関係については、指定校に希望する部がない場合と、長期に継続して活動していないというようなことで判断しております。ですから、弱いとか、うまいだとか、それは判断の対象ではないのだろうということです。

○委員（石川隆俊） わかりました。

○委員長（紅林由紀子） よろしいでしょうか。やはり中学生についてはとても部活動というのは非常に大事なことで、学校の中の大きな役割ではありますので、それは妥当かなというふうに私も感じます。

ほかに。小林委員、お願いします。

○委員（小林和子） 2点、お願いします。

まず、教育的配慮の中の小学校は少ないですけど、5人、この方たちの、もしもうちょっと詳しい、例えばいじめにあってとか何か、そのことを知りたいのと、もう一つ、その他というのは、これは左側にかなり理由がいろいろありますけど、それ以外というところとどんな内容があるのか、ちょっと教えていただきたいです。

○指導主事（稲富泰輝） まず、教育的配慮のところでございますが、それぞれのお子さんのお持ちになる事情というのはかなりなものとあります。

これは事例でしか申し上げられないところですが、やはり両親の家庭の中での変化があったときに、一方の親に合わせられないといったときには、同じ学校に通うのは少し厳しい状況があります。その際に、教育的配慮というところで対応させていただいているところです。

その他について、理由は確かに書かせていただいておりますが、これについては、学務課のほうの窓口で聞いているケースがかなり複合的なものなんですね。ですので、ちょっと今回は掲載できなかったというところで、ちょっと手元に資料がございませんので、本日については御容赦いただければと思います。

○委員（小林和子） わかりました。結構です。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。よろしいでしょうか。

友達と合わないとか、そういったようなことっていうのもあり得るということですかね、その教育的配慮という中には。

○指導主事（稲富泰輝） 私のほうも相談に乗らせていただくところがあるんですが、友達と合わないからといって、そのために解決策と一緒に話し合っていこうというように相談に乗らせていただいたときに、基本的にはすべての点で解決はしていきました。

ただ、比較的難しいのは、友達同士では解決していくけども、親同士が解決しないといったときに、やはり窓口に来てお話しになったときにというところで、このままですとやはりお子さんが登校しづらいという雰囲気があったときに、相談に乗るということがあります。ただし、これは1件1件ケースが違いますので一概に申し上げられないところがございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。お願いします。

○学校教育部長（細谷訓之） やはり判断の基準というのは非常に微妙であります。相談を受けたその人の主観で判断してしまうといけないと思いますので、そうしたと



きには、特殊事情があるということ、例えば保育園の園長先生に具申をいただくとか、学校であれば校長先生の具申をいただくとか、そうした客観的なものをつけてなるべく判定をしております。

学校の学区制というのは厳然とあるわけでありますから、どれでも相談が来たらそれに合わせるということではなくて、それなりの確かな理由に基づき判断をして学校を決めていくということでございます。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。

では、この件はよろしいですね。それでは、この件を終わりたいと思います。

それでは、続きまして、今度は報告事項の（6）平成23年度第1回教育委員の学校訪問について、説明をお願いします。

○指導主事（稲富泰輝） 報告資料6について、説明させていただきます。

今回、第1回の教育委員の先生方に学校訪問をしていただく日程としまして、平成23年6月23日、木曜日、午前9時より、つつじが丘南小学校、昭和中学校に訪問していただきたいと提案させていただきました。

訪問者、配車等は見えていただいているとおりでありますが、この日は第6回の定例教育委員会と重なる日でございます。先生方、1日の予定になってしまいますが、学校訪問をして学校教育活動についてごらんいただければと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。6月23日に、つつじが丘南小学校と昭和中学校の訪問ということですので、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、報告事項（7）平成23年度昭島市立学校教職員異動の概要について、説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 報告資料7でございます。平成23年度の昭島市立学校教職員、これは管理職を除く異動の概要について、御説明を申し上げます。

小学校につきましては、市内で異動された方5名、市外から転入してきた方が32名。中学校にいきますと、市内で異動された方が2名、市外から転入してきた方が15名ということになっております。

なお、どこから入ってこられたのかという前任地区に関しましては、お手元の表の一番下のところに入っているところでございます。

また、新規採用教員ですが、小学校では4月6日現在、29名、中学校で11名の、合計40名の新規採用をいたしました。

退職者ですが、昨年度末をもちまして小学校が16名の方、中学校が8名の方が退職されております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。この件につきまして、何か御質問や御意見がございますでしょうか。

新規採用の先生の数は、前年に比べると増えているという数ですか。

○指導室長（花田 茂） 昨年度が35名ですので、5名増えております。

○委員長（紅林由紀子） この傾向は、ますます増えるという感じなんですか。

○指導室長（花田 茂） 今後の退職者の状況にもよるかと思いますが、今年度、平成24年度の教員採用選考の合格者の数、合格見込みを見ますと、昨年が2,500名だったと思いますが、今年度については3,000をちょっと超えていますので、やはり新規採用が増加するという東京都全体の方向性が見えております。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ますます新しい先生が増えていくということで、こういった新しい先生方を育てていくという非常に大事な大きな仕事がありますので、どうぞよろしくお願いいたします。本当に大変だと思うのですが、本当にここにすごくかかっていると思いますので、何とぞよろしくお願いいたします。

この件につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件を終わります。続きまして、報告事項（8）昭島市特別支援教育推進計画策定委員会要綱について、説明をお願いいたします。

○指導主事（松尾 了） まず、報告に先立ちまして、資料の準備が本日になってしまったことをおわび申し上げます。申しわけございませんでした。

昭島市特別支援教育推進計画策定委員会要綱について、報告をさせていただきます。

本要綱は、平成19年度、文部科学省からの「特別支援教育の推進についての通知」、並びに平成22年度に東京都から「東京都特別支援教育推進計画第三次実施計画」が示されたこと、また本市でも、通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童・生徒への指導等について新たな課題も出てきていることから、特別支援教育を推進するための計画を策定いたします。

計画の策定に当たりまして、市内学校の校長先生並びに学校の先生方から、特別支援教育に関する本市の現状と課題、並びに課題解決のための方策等について御意見をいただきながら、本市の特別支援教育推進計画の策定を行いたいと考えまして「昭島市特別支援教育推進計画策定委員会」を設置するものでございます。

要綱のほうですが、第1条については設置について、2条については所掌事項について記載させていただいております。

第3条、委員ですが、特別支援学級を設置する小学校の校長先生、特別支援学級を設置する中学校の校長先生を1名ずつ、並びに、やはり特別支援学級を設置する市立小学校の副校長先生と中学校の副校長先生を1名ずつ、そして、市内の小・中学校の先生方を6名、あと、学務課の職員の方から1名、教育相談室、本日訪問いただきました教育相談室の相談員の先生方から2名、そして指導主事1名という委員で構成させていただきます。

任期につきましては、この策定委員会の中での推進計画の策定に関すること、もしくはこの策定に関して、計画に関して必要な事項の報告が終わったときまでというところで任期とさせていただきます。

委員会に委員長、副委員長を置きますが、こちらは、特別支援学級を設置する校長もしくは副校長で、委員長、副委員長とさせていただきたいと思います。

第6条の会議、第7条の庶務、それぞれにつきましては、申しわけありませんが、後ほどごらんいただければと思います。

非常に簡単ではございますが、報告とさせていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。特別支援教育推進計画策定委員会の要綱ということですがけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。

計画策定の報告までとのことなのですがけれども、具体的には、いつぐらいまでとか、そういった意味では。

○指導主事（松尾 了） 本年度、こちらの委員会で相談させていただいて、来年度、平成24年度には、本計画を教育委員の皆さんにお示しができるようにというところで今現在考えています。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

あと、もう1点、構成のメンバーなんですけれども、市内小・中学校の教員6名というのは、これは実際にこの支援学級に携わっている先生方なのか、それとも通常学級にいる先生が混じっているのかとか、その辺はいかがお考えですか。

○指導主事（松尾 了） こちらの先生方におかれましては、特別支援学級の先生、あと、通常の学級の先生もメンバーとして入っていただきます。

あと、養護教諭ですが、養護教諭の先生も入っていただきますし、特別支援教育コーディネーターという、通常の学級、もしくは特別支援学級、各学校に1名以上ずつ、特別支援教育に関する相談ですとか、そういったところをコーディネートしていく先生方がいらっしゃるんですが、このコーディネーターの先生も、この中に入っていると思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。そうですね、ぜひいろいろな立場の先生方が意見を交わしていただけると、とてもいいんじゃないかなというふうに思いますので、よろしくお願いします。

この件につきましては、ほかにございませんでしょうか。よろしいですか。

それでは、報告事項（8）を終わります。報告事項（9）昭島市立学校移動教室等参加児童・生徒補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、説明をお願いいたします。

○指導室長（花田 茂） 報告事項（9）昭島市立学校移動教室等参加児童・生徒補助金交付要綱の一部を改正する要綱について、御説明を申し上げます。

新しい学習指導要領においては、家庭や地域社会との連携を図りながら、集団宿泊的活動やボランティア活動、自然体験活動など、豊かな体験を通して児童・生徒の内面に根ざした道徳性の育成が求められています。

また、昭島市教育振興基本計画においても、自然体験、自然環境との直接的なかわりかかわりが持てる集団宿泊的活動、これらを充実することを示してございます。

本市においては、今まで宿泊体験学習については、小学校6年次と中学校2年次の移動教室、そして3年生の修学旅行、これらを実施しておりました。

昨年度、22年度につきましては、このような流れを踏まえて、小学校5年生で10校の学校が移動教室を実施しておりました。この10校の各学校、昨年度までは補助金がありませんでしたので、平均すると一人あたり9,000円ぐらいの実費を伴っておりました。

以上のような背景から、保護者負担を軽減するというような意味も含めまして、小学校校長会と調整を図った上、15校の小学校に、5年生の移動教室の実施に当たり、1人当たり1,000円を補助金として計上させていただくものでございます。

要綱の新旧対照表をごらんいただければと思いますが、第2条(1)に、「小学校第5学年の移動教室、児童1人当たり1,000円」ということで追記をさせていただきます。

以上でございます。

○委員長(紅林由紀子) ありがとうございます。5年生の移動教室への補助金ということなのですが、この件につきまして何かございますでしょうか。

各校、行き先というのは決められているのでしょうか。大体どういった傾向とどうか、どの辺が人気なのか教えていただければ。

○指導室長(花田 茂) 受理した教育課程届によりますと、清里方面に行くという学校、それ以外に、近場だと高尾山のあたりに行く学校も何校かございますし、山梨県の都留市のほうに行く学校もございます。また、学校によっては三浦半島のほうに行こうという学校もございます。

○委員長(紅林由紀子) わかりました。ありがとうございます。大体、そういう自然体験的な意味合いが割と強いということですね。わかりました。

よろしいでしょうか。

○委員(石川隆俊) 1,000円というと、今どきいただきましてもあんまり。少し、1泊するとあまり大したことのない制度みたいなんですが、まあ、ないよりかはいいですね。

○委員長(紅林由紀子) そうですね。今まではなかったというところで、何かありますか。1,000円については。

○指導室長(花田 茂) 平均で見ますと、大体、先ほど申し上げましたように9,000円ぐらいのところでおさめていたもので、一応1,000円ですので、確かに少ないと言えば少ないのかもしれませんが、ゼロではないということですので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（紅林由紀子）　　ということですので、よろしく願いいたします。

それでは、この件は終わりました、報告事項（10）昭島市立多摩辺中学校給食調理業務委託について、説明をお願いいたします。

○学校教育部長（細谷訓之）　報告事項（10）昭島市立多摩辺中学校給食調理業務委託につきまして、御報告を申し上げます。

本案件は、平成22年11月の教育委員会定例会におきまして御説明をさせていただきました多摩辺中学校における調理業務委託で、4月1日付で契約が成立いたしましたものでございます。

それでは、資料に沿って御説明を申し上げます。

まず、委託契約の相手方であります。ハーベスト株式会社と申します。本社は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区岩間2-120にございます。

委託の期間は、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間ということであります。

契約の方法でありますけど、企画・提案型競争方式ということで、指名型のプロポーザル方式という方式をとりました。これは、一定の企画書を提出していただきまして、金額だけではなくて、その内容もあわせて審査をして決めていく方式であります。

それから、4番の委託業務の範囲につきましては記述のとおり調理業務全般でございます。

給食開始日は、多摩辺中学校の給食開始日になります。平成23年4月11日から、現在もう始まっております。

保護者の皆様等への御説明につきましては、ここに記載のとおり、まずPTAの役員の方へ、次に全体会の中で御説明させていただくと同時に、文書による周知をさせていただきました。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子）　　ありがとうございました。多摩辺中学校の給食調理業務委託についてですけれども、この件につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

もう早速始まっているということなんですけれども、これは場所としては多摩辺中学校の給食調理場を使って、この会社の人に来て、これらの業務をしているというふうに理解すればよろしいんですね。

○学校教育部長（細谷訓之）　　今まで多摩辺中学校では4名の職員で調理をしておりましたが、今現在は、最初だということで、6名の職員の方が入って、安全・安心に細心の注意を払ってやっております。

施設を使いまして、調理業務だけを委託をしているという形でありまして、栄養士は従来どおり多摩辺中学校に市の職員がおります。

○委員長（紅林由紀子）　　ありがとうございました。この保護者等への通知というか説明等を行った場合に、何か質問などで、要望とか、そういうもので何かありましたでしょうか。

○学校教育部長（細谷訓之） 私も、その説明会にも行かせていただきましたが、P T Aの皆様方からはご質問はございませんでした。

文書でお知らせした限りでは、何が変わるのかみたいなお問い合わせが二、三学校にありましたが、説明をし、納得をいただいているということです。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。3年間ということです。こういったやり方は市では初めてだと思いますので、この3年間を見守っていきたいというふうに思いますが、何かほかにございますでしょうか。

これとは少し外れるかもしれないのですけれども、今いろいろ食材等、原発関係での問題について、関心が高まっているところですが、こういうことに関して、市全体で食材については調達しているので、そういうところすべて情報は把握しているというように理解しておけばよろしいのでしょうか。

○学校教育部長（細谷訓之） そのとおりでございます。確かに、原発の関係や輸送の関係で食材料が入りづらいという傾向がございますけれども、現状の環境の中で子どもたちに提供するように努力しているということです。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。それでは、よろしいですね。では、どうぞよろしく願いいたします。

では、この件は終わりました。次に移りまして報告事項（11）昭島市体育指導委員の委嘱の承認について、説明をお願いします。

○スポーツ振興課長（石川千尋） それでは、続きまして、昭島市体育指導委員の承認について、報告いたします。

体育指導委員の役割でございますけれども、市あるいは地域のスポーツ、体育についていろいろと御協力していただいているものでございます。

今回は、18人の定員のうち17人が既に承認されておりまして、拝島第三小地区から1名、選出させていただきました。

氏名は長田晴人、住所は緑町4丁目22番26号でございます。

任期は、4月1日から、来年3月31日でございます。

以上、規則により報告させていただきます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。体育指導委員の委嘱、1名追加ということですが、よろしいですね、この件は。

それでは、次に移ります。報告事項（12）昭島市民図書館分館等運營業務委託について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項（12）昭島市民図書館分館等運營業務委託につきまして、御報告させていただきます。

委託契約の相手方は株式会社図書館流通センターで、図書館の運營業務を、近隣では立川市の錦図書館、幸図書館の2館を指定管理で、府中市立中央図書館の窓口業務をP F Iで行っております。

委託期間は、議会で債務負担行為の承認を受け、平成23年4月1日から平成26年3月31日までの3年間となっております。

委託契約の相手方の決定方法は、2月24日に開催されました指名委員会で、入札業者3者が決定し、3月8日に指名競争入札が実施されました。

委託業務は、窓口業務、督促業務、登録業務、予約・リクエスト処理・レファレンス、分館、分室への配書業務、各行事の実施、選書業務の一部、開館・閉館業務、ボランティアへの連絡調整等となっております。

委託業務は4月1日から開始され、市職員、嘱託職員により業務引き継ぎが、分館、分室、移動図書館で実施されております。引き継ぎは、移動図書館業務を除き、2週間を予定しております。

図書館利用者への分館等の運營業務を民間委託することの案内は、分館、分室への案内掲示、図書館ホームページへの掲載を、平成23年度予算の可決後、速やかに実施するとともに、4月1日付の「広報あきしま」に掲載いたしました。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。昭島市民図書館分館等の運營業務委託についてですけれども、この件につきまして何かございますでしょうか。こちらにも既に契約済みであるということですね。

分館だけ業務委託になって、本館は違うわけですね。そういった場合は、その連携というかそういう部分については、全く問題ないというふうに考えればよろしいのでしょうか。

○市民図書館長（太田 勇） 分館、分室の責任者として、図書館流通センターのほうで館長的な人を1名置きますので、その者と連絡をとって進めていきますので、問題は生じないと思います。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。ありがとうございます。

○委員（石川隆俊） まことに便利な世の中になり、いろんな分野にこういうふうなものがありました。すべての仕事があんなふうにして進んでいくようなことになるのかもしれませんが、この場合は、長というか、この委託をした業務をこのようにあんばいでやってくれというのは、もちろんこちらにあるわけですね。だけど、それに応じて向こうは向こうなりの、要するにノウハウを持ってやってくれるというふうに理解していいんですか。

つまり、こちらが例えば昭島市全体として図書館はこうあるべきだというような考えがございますね。そいつをどうやって浸透するというか、その辺のあんばいはどうですか。

つまり、この業者といふかな、それに、うちの方針がやっぱりあるわけですから、それに応じてお願いするというふうになるわけですね。

○市民図書館長（太田 勇） 市民図書館協議会で平成23年度の市民図書館の運営方針を定めておりますので、それに基づきまして、市民図書館長から、仕様書で運營業

務は定まっておりますけど、それ以外のことはその運営方針に基づいて対応しております。

○委員（石川隆俊） 先ほどおっしゃったこの分館のほうにも、言うなれば分館の図書館長というような形の人がいるわけですね。

○市民図書館長（太田 勇） 移動図書館を含めまして5館ありまして、それを統括する責任者の方がおります。

○委員長（紅林由紀子） ということは、その方に昭島市の方針なりをきちっと伝えれば、それを酌んでというか、その中で、ノウハウを使ってそのとおりにやっていただけるというふうに理解すればよろしいですか。

○市民図書館長（太田 勇） そのとおりでございます

○委員長（紅林由紀子） わかりました。よろしいでしょうか。

この件も初めてのことでですので、今後何かございましたら、またその都度、報告していただければというように思いますのでよろしくお願いいたします。

続きまして、報告事項（13）昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会要綱について、説明をお願いいたします。

○市民図書館長（太田 勇） 報告事項（13）昭島市子ども読書活動推進計画庁内検討委員会要綱につきまして、御報告させていただきます。

現行の「子ども読書活動推進計画」が、平成23年度末で計画期間が満了となりますので、これまでの推進状況を検証し、本年度、「第二次子ども読書活動推進計画」を策定いたしてまいります。

平成23年度の下半期に、10名の委員からなる「子ども読書活動推進計画策定委員会」を設置する予定でございます。策定委員会を設置する前に、「第二次子ども読書活動推進計画」を策定するための検討を行うため、庁内検討委員会を設置するものでございます。

所掌事項は、第2条に記載されておりますとおり、地域の子どもの読書活動、読書環境の整備、学校その他の機関との連携、資料収集に関する事項について検討し、教育長に報告することになっております。

組織は第3条に規定しておりますが、裏面に記載されておりますとおり、別表の13名をもって組織します。

委員会の庶務は、第6条に記載されておりますとおり市民図書館において処理いたします。

附則で、この要綱は、平成23年4月4日から施行し、平成24年3月31日限り、その効力を失うと定めております。

以上、雑駁な説明でございますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。子ども読書活動推進計画庁内検討委



員会要綱ということで、推進計画を策定委員会が策定するための庁内の検討委員会ということですね。この件につきまして、何かございますでしょうか。

これは、庁内での検討委員会ということですが、何かありますか。後で策定委員会を設定するということですので、よろしいですね。何か御質問等ございますでしょうか。

小林委員。

○委員（小林和子） 質問ではないんですが、こういう組織ができることは、第一次を終わって第二次ということで、いいことだと思いますので、ぜひ具体的に子どもの読書活動が推進できるような庁内の検討委員会にしていきたいなと思います。

○委員長（紅林由紀子） ほかには何か。子どもの読書活動についての何か要望なり何なりございましたら。

裏面を見ましても非常に幅広い分野での庁内の委員の方で集まっていたけるようですので、ぜひ幅広い意見を吸い上げていただければと思います。

よろしいでしょうか。

では、どうぞよろしく願いいたします。

それでは、以上で報告事項（１）から（１３）までの説明が終わりました。

報告事項（１４）から（１６）につきましては資料の配付のみとなっておりますが、何か事務局に質問等ございましたら、このことをお願いいたします。

内容といたしましては、教育委員会職員の人事異動について、指導事務事業報告及び予定について、平成23年度青少年とともにあゆむ地区委員会スポーツ大会の日程について、この３件でございます。これはよろしいでしょうか。

続きましてその他の事項について、事務局から何かございますでしょうか。

○学務課長（浦野和利） 今回の震災につきまして、避難された児童・生徒の受け入れ状況について御報告させていただきます。

今回の震災につきまして、福島県から避難された児童・生徒の受け入れ数につきましては、小学校が５人、中学校が２人となっております。

内訳といたしましては、共成小学校４年生がお１人、光華小４年生がお１人、拝島第三小学校５年生がお１人、１年生がお１人、富士見丘小学校３年生がお１人、中学校のほうでは、拝島中学校１年生がお１人、福島中学校２年生がお１人となっております。

なお、拝島第三小学校の１年生、５年生と、あと、拝島中学校の１年生につきましては、御兄弟ということになっております。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。ということですが、よろしいでしょうか。

○指導室長（花田 茂） 平成24年度から使用する中学校の教科用図書採択委員会につきまして、要綱に基づき、本来、委員を任命する必要がございます。

本日までに、市民の公募委員の方の論文審査を行い、教育委員会に議案として提出する予定でしたが、論文審査の委員会の日程がつかなかったため、本日議案として提出することができませんでした。また、第1回の採択委員会が4月25日ということで日程が決まっており、次回教育委員会では間に合いません。

そこで、昭島市教育委員会教育長に対する事務委任規則第2条第2項によりまして教育委員会の御了解をいただいて、教育長が代理して任命するというようにさせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（紅林由紀子） わかりました。よろしいですか。

ほかにはございますでしょうか。

ないようですので、次に、次回の教育委員会日程についてお願いいたします。

○庶務課長（丹羽 孝） 次回の教育委員会定例会の日程でございますが、5月19日、木曜日、午後2時30分から、場所は市役所301会議室でございます。

なお、定例会の前の午後1時より昭島市育英会を開催する予定ですので、委員の皆様には出席をよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○委員長（紅林由紀子） ありがとうございます。5月19日が次回の教育委員会の日程でございますので、よろしくお願いいたします。

ほかにはよろしいでしょうか。

以上をもちまして本日の日程はすべて終了いたしましたので、第4回定例会を閉会いたします。